

市第133号議案 横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

1 改正内容

地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を規定している横浜市固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とします。

※ 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された固定資産（土地・家屋・償却資産）の価格に関する不服を審査するために、市町村が設置する行政委員会（地方自治法第180条の5）

2 押印を廃止する書面

- (1) 審査の申出者が提出する「審査申出書」
- (2) 口頭審理において申出者が提出する「口述書」
- (3) 委員会において作成する「調書」（議事録、口頭審理調書、実地調査書）

3 施行日

令和3年4月1日

【参考】国における押印見直しの動き

○ 規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日 規制改革推進会議決定）

- ・ 行政手續において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、全面的に見直しを行うべきである。
- ・ 押印原則については、押印を求める行政手續等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。

○ 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日 閣議決定）

国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、原則、押印を不要とする。

（令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用）